

報告第2号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月3日報告

小松島市長 中山俊雄

## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	79,684円
相手方	芝生町在住の男性
事故発生年月日	令和4年12月15日
事故発生場所	小松島市芝生町字花谷3番地
事故の概要	

環境衛生センター場内を公用車で走行中、荷台が樹木に接触したはずみで、近くに駐車していた相手方車両に接触し、損傷したもの。

令和5年1月30日 専決第2号

小松島市長 中山 俊雄